成年後見制度　市長申立て判断確認表

１　判断能力が不十分であると判断した理由（以下、複数回答可能）

□　地域住民等からの情報

□　親族からの情報

□　本人との面接により、専門職として判断能力が不十分であると判断

□　認知症診断ツール（長谷川式、ＭＭＳＥ）を用いて、その結果より判断

　　（□長谷川式　　　　点　　□ＭＭＳＥ　　　　点）

□　本人承諾のもと、主治医等から認知症診断結果を得た

□　その他（以下に要約記載）

|  |
| --- |
|  |

２　成年後見制度申立て人の不存在の確認

□　本人に配偶者や２親等内の親族がいない

□　本人に配偶者や２親等内の親族はいるが、申立てを拒否している

□　４親等以内の親族は確認できるが、申立てする意思があるか確認が取れない

□　本人が親族から虐待または無視されている

※虐待の疑いがある場合は、虐待対応マニュアルに従って対応する必要がある。

※虐待判断をした場合は、直ちに市へ連絡。

３　成年後見人を選任することが必要と判断した理由（要請者の総合所見）

|  |
| --- |
|  |

４　その他、特記事項

|  |
| --- |
|  |